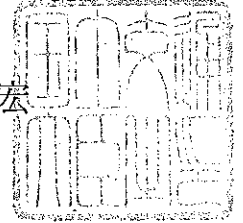


事業評価に係る諮問、付託、調査審議

国水河計第97号
平成27年2月24日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 太田 昭宏



平成27年度予算に係る河川事業（直轄事業）の
新規事業採択時評価について

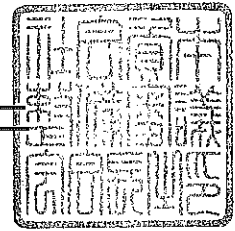
国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成27年度予算に係る河川事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を賜りたい。



国社整審第191号
平成27年2月26日

河川分科会
分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二



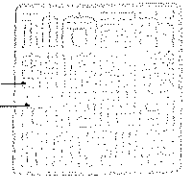
平成27年度予算に係る河川事業（直轄事業）の
新規事業採択時評価について（付託）

平成27年2月24日付国水河計第97号により当審議会に意見を求められた平成27年度予算に係る河川事業（直轄事業）の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。

国社整審(河)第54号
平成27年2月26日

社会資本整備審議会
河川分科会
事業評価小委員会
委員長 辻本 哲郎 殿

社会資本整備審議会
河川分科会
会長 福岡 捷二



平成27年度予算に係る河川事業（直轄事業）の
新規事業採択時評価について（調査審議）

平成27年2月26日付国社整審第191号により当分科会に付託された平成27年度予算に係る河川事業（直轄事業）の新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条第1項の規定により、当分科会事業評価小委員会に調査審議を依頼する。